

札幌税関支署旭川空港出張所の管轄区域及び税関長の権限の委任

本年7月1日の札幌税関支署旭川空港出張所設置に伴い、同出張所の管轄区域及び税関長の権限の一部を官署の長に委任し、又は委任しない権限について、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第92条第4項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和30年政令第100号)第30条第4項の規定に基づき、次のとおり公告し本年7月1日から適用します。

平成19年6月29日

函館税関長 飯島 武

記

1. 管轄区域

北海道のうち、旭川市及び上川郡東神楽町のうち旭川空港

2. 税関長権限の委任等

関税法施行令第92条第2項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項の規定による権限以外の権限で委任するもの

イ. 関税法第3章及び同法施行令第2章(船舶及び航空機)の規定のうち、法第24条(船舶又は航空機と陸地との交通等)第1項中「船陸交通場所等の指定」の権限並びに令第15条第1項第4号(貨物の積卸に際し呈示を必要とする書類の指定)及び同条第2項(公告)の権限以外の権限

ロ. 関税法第4章及び同法施行令第3章(保税地域)の規定のうち、法第35条(税関職員の派出。ただし、令第29条の3の規定による派出に限る。)、法第39条(指定保税地域蔵置貨物の制限)、法第41条(指定保税地域取消の際の指定保税地域とみなす期間の指定)及び法第61条の2第2項(指定保税工場における特別の期間の指定)の権限以外の権限

ハ. 関税法第7章及び同法施行令第6章(収容及び留置)の規定に係るすべての権限

ニ. 関税法第9章及び同法施行令第8章(雑則)の規定のうち、法第101条第3項(不開港出入許可手数料の軽減、免除)の権限

ホ. 関税法第10章(罰則)の規定のうち、法第118条第5項(犯罪貨物等の保税地域搬入期間指定)の権限

- へ．関税法第11章( 犯則事件の調査及び処分 )の規定のうち、法第133条第 2 項( 領置物件又は差押物件の公売等 ) 及び同条第 3 項 ( 領置物件又は差押物件の随意契約による売却等 ) の権限以外の権限
  - ト．関税定率法及び同法施行令の規定のうち、法第13条第 1 項 ( 製造用原料品による製造工場の承認 ) 法第19条第 1 項 ( 輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認 ) 及び令第50条の 2 ( 指定製造工場の指定等 ) の権限以外の権限
  - チ．関税暫定措置法及び同法施行令の規定に係るすべての権限
  - リ．日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律及び同法施行令の規定のうち、法第10条第 1 項 ( 関税免除物品の製造等を行う倉庫又は工場の承認 ) の権限以外の権限
  - ヌ．日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律及び同法施行令の規定のうち、法第 3 条第 1 項 ( 免税輸入資材等に係る製造工場の承認 ) の権限以外の権限
  - ル．自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律及び同法施行令の規定に係るすべての権限
  - ヲ．輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律及び同法施行令の規定のうち、令第30条第 1 項第 1 号に掲げる権限 ( 法第26条において適用される国税犯則取締法第 7 条第 3 項の規定に基づく権限を除く。)
  - ワ．コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約 ( T I R 条約 ) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律及び同法施行令の規定のうち、法第15条第 2 項 ( 設計形式によるコンテナの承認 ) 令第12条 ( 国産コンテナ等の確認 ) 及び法第21条 ( 関税法第11章 ( 犯則事件の調査及び処分 ) 中法第133条第 2 項 ( 領置物件及び差押物件の公売等 ) 及び同条第 3 項 ( 随意契約、売却 ) の権限に限る。) の権限以外の権限
- 関税法施行令第92条第 2 項の規定による権限を制限するもの
- イ．関税法及び同法施行令の規定のうち、法第69条第 1 項 ( 検査場所の指定 ) の権限。ただし、旅客又は乗組員の携帯品を検査するため、当該本船を検査場所として指定する場合を除く。
  - ロ．関税法及び同法施行令の規定のうち、法第69条の11第 3 項 ( 公安、風俗を害すべき物品の認定及び通知 ) の権限